



経営者のための

銀行交渉術

第15号

平成27年8月27日（木）

発行：久保総合会計事務所

〒536-0006

大阪市城東区野江4丁目11番6号

TEL (06) 6930-6388

FAX (06) 6930-6389

実践コラム

『資金調達により事業が大きく伸びた事例』
…お客様へのインタビューをご紹介します。

数百万円の小さな資金でビジネスを作れる社長様は、数千万円の資金を使えばもっと大きなビジネスを作り出せます。さらに、数億円の資金を使えばもっともっと大きなビジネスを作り出せます。…

本日は、個人事業からスタートし、長年コツコツと実績を積み上げてきた社長様が、より大きな資金を活用して事業を拡大した事例を、インタビュー形式でご紹介します。

◆まずは自己紹介をお願いします。
飲食店を3店舗経営しています。23歳で独立し、現在13年目になります。

◆当事務所とのお付き合いのきっかけを教えてください。
お付き合いをスタートさせて頂いた当時、10坪程度のバーを2店舗、30坪程度のレストランを1店舗経営していました。年商は8,000万円程度だったと思います。

設立してからずっと資金力が乏しかったため、小さなお店や、立地条件があまり良くないお店しか出店できませんでした。それでも何とか食べられるぐらいは利益を出してきましたが、このまま気楽にやっても将来は無いとを感じるようになりました。

自分なりにいろいろと考えた結果、「もっと売上の取れる店を持たないと大きくはなれない。」と感じましたので、思い切って資金調達を行い、立地の良い場所に店を出そうと決意しました。

ただ、どれぐらい融資を受けられるか見当もつかなかったため、融資の専門家を探していたところ、貴所の融資サポートサービスにたどり着きました。

◆当事務所の融資サポートサービスは満足いただけましたか。
実は前の税理士さんも、「資金調達に強い。」と謳っていましたが契約しました。しかし、2,000万円を調達したいと相談したところ、「調達は無理。」と言われたため、出店を諦めた経緯があります。ただ、その先生に融資の質問をしても、納得のいく説明を受けられなかったり、先生の紹介で行った金融機関で、「貴社は営業エリア外ですので取り扱い出来ません。」と初歩的な断られ方をしたりしたため、少しずつ、「本当に資金調達に強いのかな？」と疑念を抱くようになりました。

そのようなことがあって、違う専門家の意見も聞きたいと思うようになり、貴所にコンタクトを取りました。お会いしたその日に希望を持てる見解を頂き、また、多くの実績を有していることも分かりましたので、すぐにお願しました。

その後は、「調達目標額が大きいので、複数行に分けて調達しましょう。」とか、「調達先の候補はX行とY行にしましょう。」など、私では思いもつかない提案をもらっただけでなく、融資申し込み資料の作成から、金融機関を回って事前説明を行うところまで、全て私の代わりに行ってくれました。私は元々金融機関の方と話しをするのが苦手ですし、資料の作成はもっと苦手ですので、銀行対応業務を丸投げ出来た感じで大変助かりました。結果も希望通り2,000万円の資金を調達出来たので、大変満足しています。

◆現在の状況はどうですか。
おかげさまで立地の良い場所に店舗を持つことが出来ました。今までの店舗と比べると、保証金の額も家賃も倍以上大きいのですが、売上も取れるので利益が残るようになりました。また、以前運営していたバーとレストランは閉店し、再度調達をお願いして好立地の場所に店舗をもう1店舗出店しました。来期は2店舗合計で1億5,000万円の売上高を見込んでいます。貴所との出会いがきっかけで会社の様子ががらりと変わりました。あの時の2,000万円の調達が私の人生を変えたと言っても過言ではありません。

資本金500万円未満でしっかりと利益を出しておられる社長様は、他人のお金を活用することで大きく事業を伸ばせる可能性を秘めています。そして、他人のお金を最大限活用するためには、財務がしっかりしていることが絶対条件です。社長様の「事業力」に弊所の「資金調達力」が合わさることで、面白い化学反応が起きるかもしれません。

■ ◆お役立ち情報

『「両立支援等助成金」について』

…従業員の職業生活と家庭生活の両立支援に取り組む中小企業事業主を支援する助成金です。

「両立支援等助成金」は、中小企業事業主が従業員の職場生活と家庭生活の両立、特に子育てをしながら働く従業員を支援する取組を促進する場合の助成金で、支援の内容によって3つのコースがあります。

それぞれのコースについて概要をみておきましょう。

(1) 代替要員確保コース

■ 概要

3か月以上の育児休業を取得する従業員の代替要員を確保し、育児休業終了後に原職に復帰させて引き続き6か月以上雇用した事業主に対して支給されます。

■ 支給金額等

支給対象者1人あたり30万円で、1の年度において1事業主あたり延べ10人までの支給となります。また、育児休業取得者が期間雇用者の場合は10万円が加算されます。

(2) 期間雇用者継続就業支援コース

■ 概要

期間雇用者(有期契約労働者)について、通常の従業員と同等の要件で6か月以上の育児休業を取得させ、育児休業終了後に原職に復帰させて引き続き6か月以上雇用した事業主に対して支給されます。

■ 支給金額等

最初の支給対象者は40万円、2人目から5人目までは15万円の支給となります。また、通常の従業員(正社員)として復帰させた場合は1人目の場合に10万円、2人目から5人目までは5万円が加算されます。

(3) 育休復帰支援プランコース

■ 概要

育休復帰支援プランナーの支援を受けて育休復帰支援プランを作成し、プランにもとづく措置を実施して育児休業の取得および職場復帰を円滑に実施させた事業主に対して支給されます。

■ 支給金額等

3か月以上の育児休業を取得させた場合に30万円、育児休業終了後に原則として原職に復帰させ6か月以上引き続き雇用した場合に30万円の支給となります。(いずれも1事業主あたり1回限りです。)

※どのコースも、育児休業の前後を通じて雇用保険被保険者として雇用し、育児休業終了後には原則原職に復帰させて6か月以上雇用することがポイントです。

従業員から出産、育児休業等の相談を受けた場合は、これらの助成金の活用もご検討ください。